令和８年那審第１号

裁　　決

漁業調査船Ａ岸壁衝突事件

受　審　人　a

職　名　Ａ船長

海技免許　四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年７月１７日１１時１３分僅か前

沖縄県糸満漁港

２　船舶の要目

船 種 船 名　漁業調査船Ａ

総 ト ン 数　２２２トン

全　　長　４４．３０メートル

機関の種類　ディーゼル機関

出　　力　１，３２３キロワット

３　事実の経過

(1)　設備等

Ａは、令和５年１０月に進水し、バウスラスター及び可変ピッチプロペラを有する鋼製漁業調査船で、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部中央に操舵スタンド、左舷側に電子海図システム及びレーダー、右舷側に機関遠隔操縦、遠隔操舵及びバウスラスター遠隔操縦の各装置をそれぞれ備えていた。

(2)　ａ受審人の経歴

ａ受審人は、平成２４年１０月から令和２年３月まで航海士として先代のＡに、翌４月から同３年３月まで航海士として及び翌４月から令和７年３月まで船長として僚船にそれぞれ乗り組み、翌４月から船長として現在のＡに乗船していた。

(3)　糸満漁港

糸満漁港は、沖縄本島南部西岸に位置し、Ａが係留する、西方に面した長さ１８０メートルの西崎地区の岸壁（以下「西崎岸壁」という。）が同漁港中央部に所在し、その岸壁南端からは西方に延びる長さ１５０メートルの第３波除堤（北）（以下「第３波除堤」という。）が敷設されていた。

(4)　西崎岸壁への接岸方法等

ａ受審人は、Ａの船長として西崎岸壁に接岸した経験が１１回あり、平素、同岸壁南端から北方約９０メートルの、同船が係留する北側の岸壁に停泊船が、同南端から西方約６０メートルの第３波除堤に台船が各１隻係留された状況下、岸壁に対してほぼ直角となる針路で、船首から岸壁までの距離が１０メートルないし１５メートルの係留予定岸壁手前まで接近し、左に回頭して船体を岸壁と平行にしたのち横移動させて右舷付けで接岸していた。

(5)　本件発生に至る経緯

Ａは、ａ受審人ほか研究員２人を含む１３人が乗り組み、そでいかの漁獲調査の目的で、船首１．３メートル船尾４．２メートルの喫水をもって、令和７年７月１４日１１時００分糸満漁港の西崎岸壁を発し、沖縄県沖大東島南西方７０海里沖合の海域に向かった。

ａ受審人は、翌１５日目的の海域に到着して漁獲調査を始め、翌１６日同調査を終えて帰途に就き、翌１７日０８時００分沖縄県喜屋武埼南東方３０海里沖合で、昇橋して単独の船橋当直に当たり、機関を全速力前進にかけて同埼西方沖合を北上し、１０時５９分糸満港南水路第１号灯浮標を左舷側に航過して入港部署を令し、徐々に減速を始めた。

ａ受審人は、１１時０６分半僅か前糸満港南水路第３号立標から０１８度（真方位、以下同じ。）１．１海里に当たる、第３波除堤西端（以下「基点」という。）から１６１度４４０メートルの地点で、５．６ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、第２防波堤（北）（以下「第２防波堤」という。）を左舷側に通過し、船首を３３５度に向け、手動操舵により北上を続けた。

ａ受審人は、１１時０９分第３波除堤付近に差し掛かり、台船２隻が互いに横付け状態で同堤に係留しているのを初めて視認し、１１時０９分半僅か前基点から２５５度５０メートルの地点に至り、３．８ノットの速力で、西崎岸壁に向けて右転を開始した。

１１時１１分少し過ぎａ受審人は、台船２隻の北側に当たる、基点から０１５度１１０メートルの地点に達し、船首を１０７度に向け、１．８ノットの速力となったとき、係留予定岸壁手前の回頭水域がかなり狭いことを認め、このまま同岸壁手前まで接近して回頭すると、台船又は岸壁に衝突するおそれがあったが、平素と同じよ

うに回頭すれば、無難に接岸できるものと思い、停泊船付近の広い水域で回頭したのち後進して接岸するなど、適切な接岸方法を選定することなく、西崎岸壁に接近した。

ａ受審人は、回頭水域が狭い係留予定岸壁手前で、バウスラスター、舵及び機関を使用して左に回頭したところ、船首配置の乗組員から岸壁に衝突する旨の報告があり、機関を後進にかけるところ、慌てて前進にかけ、１１時１３分僅か前基点から０５３度１６０メートルの地点において、Ａは、船首が０７６度を向き、２．０ノットの速力となったとき、その球状船首が西崎岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力４の南風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、球状船首に凹損を、西崎岸壁は、防舷材に欠損をそれぞれ生じ、乗組員３人が腰椎捻挫等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件岸壁衝突は、糸満漁港において、西崎岸壁に接岸する際、接岸方法の選定が不適切で、回頭水域が狭い係留予定岸壁手前で回頭したことによって発生したものである。

ａ受審人は、糸満漁港において、西崎岸壁に接岸する場合、台船２隻が互いに横付け状態で第３波除堤に係留し、係留予定岸壁手前の回頭水域がかなり狭いことを認めたのだから、停泊船付近の広い水域で回頭したのち後進して接岸するなど、適切な接岸方法を選定すべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素と同じように回頭すれば、無難に接岸できるものと思い、適切な接岸方法を選定しなかった職務上の過失により、回頭水域が狭い係留予定岸壁手前で回頭して西崎岸壁に衝突する事態を招き、船体及び岸壁に損傷を生じさせ、乗組員３人を負傷させるに

至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年８月３日

門司地方海難審判所那覇支所

審 判 官　　管　　啓　　二